

平成26年(ワ)第214号
発信者情報開示等請求事件
原告 戸田正人
被告 吉田益夫

答 弁 書

和歌山地方裁判所民事部口3係 御中

平成26年6月16日

〒640-8152
和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

被告 吉田 益夫



電話番号 073-499-7231

請求の原因に対する答弁

1. 請求の原因第1項について、当事者は否認する。
2. 請求の原因第2項について、原告の権利侵害は否認する。
3. 請求の原因第3項について、開示を受けるべき正当な理由は否認する。
4. 請求の原因第4項について、被告の削除義務と原告の削除請求権も否認する。
5. 請求の原因第5項については、本件に至る経緯は否認する。

被告の主張

はじめに、平成26年2月21日に仮処分決定が出たため、決定に従って平成26年2月24日午後5時19分にFAXで原告代理人に情報開示を行っている。また、平成26年3月1日には、配達証明で開示データを送付しているので、本件は既に解決済みである。

第1. 当事者は、あくまでも原告と発信者(投稿者)であって、被告は第三者である。

発信者(投稿者)は、パスワードを設定しないと投稿ができない。パスワードを設定すれば、発

信者は自分の投稿を自由に編集・削除できる。そのため、発信者(投稿開示)情報開示の依頼が来れば、著作権は、発信者(投稿者)にあるため、送信防止措置(削除)を依頼されても、管理者は、発信者(投稿者)の主張、意思を確認しないで、送信防止措置(削除)を行うと、発信者(投稿者)の著作権侵害という違法行為に抵触してしまう。そのため、管理者は、当事者とはなり得ない。

第2. 被告は、当事者ではないため、原告に対して権利侵害を行う立場にない。

第3. 開示は仮処分決定で既に平成26年2月21日に仮処分決定が出たため、決定に従って平成26年2月24日午後5時19分にFAXで原告代理人に情報開示を行っている。また、平成26年3月1日には、配達証明で開示データを送付している行っている。

第4. 削除義務については、平成26年2月21日の仮処分決定では触れられていないので、被告ではなく、原告と発信者(投稿者)との話し合い、または、訴訟による司法判断で決めることである。発信者(投稿者)が、パスワード忘れ等で、削除(送信防止措置)が取れない場合に限って、発信者(投稿者)が、管理者に対して本人確認を行った上で依頼を行った場合は、管理者が削除(送信防止措置)処置を行う。原告は、選挙によって選ばれた公人であるので、その適否、素質の判断材料として投稿されたものは、表現方法の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときは違法性がないとされている。また、投稿が公益の利害に関する事実であり、公益を計る目的に出たものであり、投稿が事実であるか、または発信者(投稿者)が真実と足りる相当の理由がある場合は不法行為が成立しないとされている。しかし、発信者(投稿者)の主張が不明なので、現時点では、不法行為が成立しない、あるいは、違法行為であると決め付けることができない。

そのため、被告には削除義務を課すことは無理である。同様に原告の削除請求権は、違法行為が決定したときに、発信者(投稿者)に対して発生するものである。

第5. 本件は平成26年2月21日に仮処分決定が出たため、決定に従って平成26年2月24日午後5時19分にFAXで原告代理人に情報開示を行っているので、終了している。

平成26年2月21日の仮処分決定では、IP アドレスとタイムスタンプの開示を求められ提出したが、侵害情報に係る携帯電話端末または PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号、侵害情報に係わる SIM カード識別番号は対象に加えておらず、新たに出て来ているので、既に、仮処分決定の処置は完了しているので、本件は新たに突然現れた件と言わざる得なく平成26年2月21日に仮処分決定に至る経緯は本件では無効である。また、同じ仮処分決定に至る経緯で、仮処分決定の対象となった投稿以外のもの(投稿番号18)も含まれているので、本件は突然に恣意的な意図のもとから出たと認識している。

6. 以上により、本訴訟は不当なものであるので、原告の請求の棄却を求める。

(補足説明)

5で指摘した侵害情報に係る携帯電話端末または PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号、侵害情報に係わる SIM カード識別番号の提出については、平成26年2月21日の仮処分決定の決定を取り消し、新たに侵害情報に係る携帯電話端末または PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号、侵害情報に係わる SIM カード識別番号を加えた形の新たな仮処分命令申立てでの決定だと受けられると平成26年2月24日に原告代理人に電話で伝えている。原告代理人は考えるとの回答であった。これは、平成26年2月21日の仮処分決定の決定対象以外の、侵害情報に係る携帯電話端末または PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号、侵害情報に係わる SIM カード識別番号の提出をすれば、個人情報保護法を遵守する経由プロバイダからの訴訟を受け、損害賠償責任を受けることになりかねないからである。

以 上

証 拠 方 法

- 乙第1号証 FAX 送付状と開示データ「IP アドレス、タイムスタンプ」(写し)
- 乙第2号証 FAX 送信記録(写し)
- 乙第3号証 開示データ「IP アドレス、タイムスタンプ」の郵送送付状—午後5時19分とあるが、
送信記録では、午後5時21分(写し)
- 乙第4号証 開示データ配達証明(写し)
- 乙第5号証 仮処分決定書(写し)
- 乙第6号証 陳述書(甲第1号証に対する反論)
- 乙第7号証 陳述書(甲第2号証に対する反論)
- 乙第8号証 陳述書(甲第3号証に対する反論)
- 乙第9号証 陳述書(甲第4号証に対する反論)
- 乙第10号証 陳述書(甲第5号証に対する反論)
- 乙第11号証 陳述書(甲第6号証に対する反論)
- 乙第12号証 陳述書(甲第7号証に対する反論)
- 乙第13号証 陳述書(甲第8号証に対する反論)
- 乙第14号証 スレッド番号1897 投稿番号19番の投稿(写し)
- 乙第15号証 和歌山公論 2012 501号 何様だと思っているのか戸田正人議員(写し)

平成26年(ワ)第214号
発信者情報等開示請求事件
原告 戸田正人
被告 吉田益夫

証 拠 説 明 書

平成26年6月16日

和歌山地方裁判所民事部口3係 御中

被告 吉田 益夫



被告は次の通り証拠説明をする。

1	FAX送付状と開示データ「IPアドレス、タイムスタンプ」	平成26年2月24日	写し	被告	平成26年2月24日にFAXで仮処分決定書で開示命令を受けた内容を送付した。発信者情報開示を被告は履行している。
2	FAX送信記録	平成26年3月12日	写し	被告	原告代理人宛に間違いなく送付している。発信者情報開示は完了している。
3	開示データ「IPアドレス、タイムスタンプ」の郵送送付状	平成26年3月1日	写し	被告	再度配達証明郵便で原告代理人宛に郵送で開示命令を受けた内容を送付した。再度の発信者情報開示を被告は行っている。
4	開示データ配達証明	平成26年3月3日	写し	日本郵便株式会社	仮処分決定書で開示命令を受けた内容を間違いなく原告代理人が受領している。再度の発信者情報開示も完了している。
5	仮処分決定書	平成26年2月21日	写し	和歌山地方裁判所民事部	仮処分命令には、投稿削除は含まれていない。
6	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第1号証に対する反論
7	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第2号証に対する反論
8	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第3号証に対する反論
9	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第4号証に対する反論
10	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第5号証に対する反論
11	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第6号証に対する反論
12	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第7号証に対する反論
13	陳述書	平成26年6月13日	原本	被告	甲第8号証に対する反論

14	スレッド番号1 897 投稿番号 19番の投稿	平成25年 8月14日	写し	氏名不詳 者	この投稿は、発信者情報 開示の対象に入っていない ので、原告は、言動が 荒々しく誤解を受けやす いとの自覚がある。 そのため、事実が真実で なくても、市民に真実と信 じられる結果を招いている 。
15	和歌山公論 2 012 501 号 何様だと思 っているのか戸 田正人議員	平成24年 7月1日	写し	和歌山公 論社	原告は公人としてあるまじ き行為を行い批判を受け ている。